

第 33 号

富士市伝法 2527-1

富士リハビリテーション大学校

「静岡県地域リハビリテーション協力機関」指定要領第4条に基づき、静岡県地域リハビリテーション協力機関として指定する。

令和6年4月1日

静岡県知事 川 勝 平 太

